

足立貫一・岡田清直と学区取締に関する新資料

The New Information on ADACHI Kan-i-chi and OKADA Kiyonao, the important persons of YOJKOH-GIJYUKU, from the new materials on the School district Director of Hamamatsu prefecture in the Meiji era

小栗 勝也*
Katsuya OGURI

1. はじめに

今回紹介する資料は、2018年4月16日午後、鈴木邦彦氏（袋井タクシー会長）が静岡理工科大学を訪れ、筆者に預けて下さったものである。この資料を鈴木氏が、いつ、どのように入手したのかについて筆者が質問すると、何故か明確なお答えを頂けなかったが、どこかの古書店から入手したものであるように筆者は理解した。

この資料は、明治の初めに浜松県に置かれた全ての小学校の区域（小学区）と、その地域を担当した学区取締の名が記された一覧である。学区取締とは、明治初期、全国に初めて義務教育としての小学校を設置する際に、必要な業務を行わせるために用意された県の役人である。小学区毎にそこに住む住民の子弟を指定の学校に入学させるための事務全般を取り扱う役割を担っていた。今日で言えば教育長のようなものと考えてよいであろう⁽¹⁾。

既に当時の学区取締に関しては、『静岡県史 資料編16 近現代』に収録された資料として、「学区取締に三宅均他三十九名任命（明6・2月）」（「浜松県布達」（木版））があり、そこには40名の名が列記されている。その文書では、明治6年2月とだけ記されていて、日にちが記載されていないので、2月のいつであるかは特定できない⁽²⁾。

また、『浜松市史 三』⁽³⁾及び同内容をWEB上で公開している浜松市立中央図書館の「浜松市文化遺産デジタルアーカイブ」⁽⁴⁾には、市史編纂当時の浜松市及び可美村・舞阪町・雄踏町が属する部分（第1中学区と第2中学区の一部）について、今回のデータと同じ内容が記されている（但し、重大な不備がある⁽⁵⁾）。更に、『磐田郡誌 上巻』⁽⁶⁾には、見付を中心とする第2中学区の部分についてのみ、今回の資料と同じ情報が記されている。

従って、既存の文献で紹介されている資料であるから、

今回の資料は、先学の研究者には知られていることが確実な資料であり、未知の資料という訳ではない。それにも関わらず、今回これを紹介するのは、それなりの理由がある。

理由の第1は、『静岡県史 資料編16』の資料では40名の学区取締しか名前が分からないが、今回の資料には109名の学区取締が列記されており、その数は2.5倍以上になる。これまで、今回の資料にある学区取締全員の名が提示されたことはないの、それを示すだけでも価値があると考えられる。

第2に、『浜松市史 三』の掲載情報は、今回の資料のうち第1中学区とその他一部の地域だけに限定されている上に、学区取締の名前が、小学区の最初の番号から1つずつズレて表記されており、全てが間違った情報になっている。しかも、恐らくは、そのミスに誰も気付いていない⁽⁷⁾。そのため、正確な情報を提供し直す意味でも、今回の資料を紹介する価値があると考えられる。

第3に、『磐田郡誌 上巻』の掲載情報は、第2中学区内について記載されているだけで、第1、第3の中学区の情報が欠けており、これも浜松県全体を見る上では不十分である。

以上のように、既存の文献では、浜松県全体の小学区を網羅した今回の資料のような情報が、全体が分かる形で、しかも正確な情報として提供されたことはない。管見の限りでは、上記の文献以外も同じ状況である⁽⁸⁾。従って、今回の資料を示す意義があると考えた次第である。また、今回の資料を「新資料」と呼ぶのも同じ理由による。

2. 資料の掲出と解説

鈴木邦彦氏から提供された資料は、27枚の薄い和紙を

(画像3)

		敷知郡		大井郡	
四十七番	五百三十七人	江ノ島村	福島村	平左衛門新田	
四十八番	五百三十七人	中田島村	福塚村	太石孫平	
四十九番	七百。四人	白羽村		権田和七郎	
五十番	七百五十五人	中脇村	海老塚村		
五十一番	七百。五人	上中島村	向宿村		
五十二番	七百。六人	天神町	福地村	馬領家村	
五十三番	六百七十三人	三島村	楊子村		
五十四番	六百十六人	竜禅寺村	久内村		
五十五番	七百。八人	新橋村	堤村		
五十六番	四百五十八人	小澤渡村		山内六郎次	
五十七番	六百五十八人	倉松村		権田和七郎	
五十八番	五百六十八人	水津村			
三十五番	五百三十七人	青屋村	長鶴村	竜光村	半場村
三十六番	六百十六人	安間村	安間新田村	北島村	
三十七番	六百六十九人	薬師村	薬師新田	楳羽村	大蒲村
三十八番	九百。八人	下村	西郷村	福増村	小松守并
三十九番	六百。一人	本郷村	頭陀寺村	弥十村	参野村
四十番	七百六十六人	恩地村	四木松村	立野村	西恩地村
四十一番	五百三十八人	向金持村	安松村	石原村	古川村
四十二番	七百十九人	西村	東村	蒲島村	
四十三番	六百九十九人	松島村	横石新田	長新田	中新田
四十四番	五百六十九人	江川村	御給村	下中島村	富屋敷村
四十五番	五百九十五人	大柳村	八反加村	荒野村	
四十六番	五百三十八人	西島村			

(画像4)

		藤原郡		藤原郡	
七十一番	六百四十五人	坪井村	高取村	高取平六次	
七十二番	九百五十五人	高取村	東市場村	西市場村	
七十三番	六百五十九人	舞坂宿	中川尻村	西川尻村	
七十四番	六百。八人	舞坂宿	山口村	中妙心寺	
七十五番	六百。八人	舞坂宿			
七十六番	七百五十七人	中島村	藤原村	山本青藏	
七十七番	六百。八人	新居吉茂屋敷		山本青藏	
七十八番	六百九十九人	新居泉町	全士族屋敷	高須平六郎	
七十九番	七百三十三人	新居中町	全中町	山本松平	
八十番	七百。八人	新居松町	全吉田町	山本松平	
八十一番	六百。八人	新居松町	全高見町	山本松平	
八十二番	六百。八人	新居源太山町	林村	山本松平	
五十九番	七百。八人	田尻村	法枝村	明神野村南組	
六十番	七百。八人	浅田村	明神野村北組	東明神野村	
六十一番	五百九十五人	東鴨江村	蛭塚村	小野田松二郎	
六十二番	五百五十七人	伊場村		権田和七郎	
六十三番	六百八十八人	東若林村	若林村		
六十四番	八百五十五人	増楽村	高塚村		
六十五番	六百。五人	入野村			
六十六番	六百。五人	入野村			
六十七番	六百。三人	入野村			
六十八番	七百七十八人	藤原村		官崎陳平	
六十九番	七百五十七人	藤原村		権田和七郎	

(画像 13)

		山名郡	
五十九番	五百五十八人	掛塚村	掛塚村
六十番	五百五十七人	掛塚村	掛塚村
六十一番	五百六十八人	掛塚村	掛塚村
六十二番	五百九十八人	鮫島村	鮫島村
六十三番	五百六十八人	清原新田 清原村	小中瀬村 大中瀬村
六十四番	五百三十六人	小島村	前島
六十五番	六百三十四人	野村 真光寺村	前島
六十六番	五百七十八人	前野村	前島
六十七番	五百四十八人	草崎村	前島
六十八番	六百六十八人	海老島村	前島
六十九番	四百三十八人	西平松村	前島
七十番	四百六十八人	岡村	前島
七十一番	六百六十八人	駒場村	前島
七十二番	六百六十八人	福田村	前島
七十三番	五百五十八人	福田村	前島
七十四番	五百五十八人	福田村	前島
七十五番	五百五十八人	小島村	前島
七十六番	六百六十八人	申島村	前島
七十七番	六百六十八人	三合新田	前島
七十八番	六百六十八人	下大原村	前島
七十九番	六百六十八人	和原村	前島
八十番	六百六十八人	新見村	前島
八十一番	六百六十八人	岩井村	前島
八十二番	六百六十八人	三野村	前島
八十三番	六百六十八人	足豆貫一	前島

(画像 14)

		山名郡		城東郡	
八十三番	五百七十八人	東脇村	新出村	足豆貫一	足豆貫一
八十四番	五百七十八人	三宮村	和日村	足豆貫一	足豆貫一
八十五番	八百七十八人	西具塚村	和日村	足豆貫一	足豆貫一
八十六番	五百五十八人	東具塚村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
八十七番	五百六十八人	東具塚村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
八十八番	八百三十八人	漆村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
八十九番	七百八十八人	雁代村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
九十番	五百四十八人	小島村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
九十一番	四百九十八人	鳥羽野村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
九十二番	五百三十八人	中村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
九十三番	八百九十八人	湫魚沢村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
九十四番	八百九十八人	西太淵村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
九十五番	四百九十八人	西太淵村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
九十六番	七百六十八人	中新田	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
九十七番	六百八十八人	東具塚村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
九十八番	七百七十八人	三澤新田	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
九十九番	五百六十八人	岡崎村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
百番	四百三十八人	岡崎村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
百一番	六百六十八人	梅田村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
百二番	三百四十八人	新見村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
百三番	七百六十八人	和原村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
百四番	四百九十八人	岩井村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
百五番	六百三十八人	三野村	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一
百六番	六百六十八人	足豆貫一	西具塚村	足豆貫一	足豆貫一

(画像 21)

四十七番	六百五十八人	潮海寺村	
四十八番	七百五十九人	和田村	吉澤村
四十九番	七百五十八人	冨田村	
五十番	七百九十八人	友田村	倉澤村 西澤谷村
五十一番	六百六十八人	半濟村	小出村
五十二番	九百三十三人	半瀨村	神尾村
五十三番	八百七十五人	東横地村	三澤村
五十四番	六百七十五人	西横地村	月岡村 耳川村 中内田村
五十五番	六百七十八人	甲内田村	
五十六番	五百五十八人	田島村	桶田村 阪村 金谷村
五十七番	五百八十八人	板澤村	和田村
五十八番	五百四十八人	子降村	高瀬村

城東郡

三十五番	八百二十五人	宮脇村	山崎徳三郎
三十六番	七百七十八人	千羽村	
三十七番	六百三十九人	伊達方村	
三十八番	七百三十人	新坂	
三十九番	八百七十八人	日坂宿	
四十番	六百八十八人	奥野村	
四十一番	二百九十九人	小夜中山	
四十二番	七百八十八人	西方村	木佐森領一郎
四十三番	六百七十八人	西方村	山崎徳三郎
四十四番	七百八十八人	加茂村	
四十五番	六百七十八人	加茂村	
四十六番	六百四十八人	堀之内村	赤所村

(画像 22)

七十一番	五百八十八人	西大坂村	八木美樹
七十二番	五百九十九人	西大坂村	杉浦修竹
七十三番	六百五十九人	濱野村	濱野新田村
七十四番	六百九十八人	東大坂村	
七十五番	八百九十八人	三俣村	交衛新田 濱川新田 喜衛門新田
七十六番	七百五十八人	團安村	團包村
七十七番	六百五十八人	茂行村	
七十八番	七百五十八人	來福村	坂里村
七十九番	九百五十八人	海戸村	下方村 公文村
八十番	五百九十八人	毛森村	川久保村
八十一番	八百五十八人	下方村	
八十二番	四百九十八人	嶺村	向村

五十九番	六百三十八人	入山瀬村	岩井寺村
六十番	五百五十八人	横須賀町	全住貫属
六十一番	六百八十八人	横須賀町	全住貫属 金谷村
六十二番	六百五十八人	横須賀町	全住貫属
六十三番	七百五十八人	横須賀町	全住貫属 中内田村
六十四番	七百七十八人	横須賀町	全住貫属
六十五番	七百五十八人	横須賀町	全住貫属 林良村
六十六番	八百八十八人	横須賀住貫属	
六十七番	五百六十八人	横須賀町	全住貫属 西沢谷村
六十八番	六百五十八人	野原村	岡原新田 大津坂新田 上野中村
六十九番	七百五十八人	藤塚村	雨岳村
七十番	六百九十八人	大新井村	中野村 濱村 横須賀住貫属

袋綴じにして、右端を2ヶ所、紙紐で綴じた形になっていた。筆者はこれを借り受け、スキャナーで全てをスキャンして画像データ(モノクロ画像)として手元に残した。一部、カラーコピーで保存した部分もある。スキャンの際は、綴じられている部分を解くことはせず、見開きの状態でスキャンした。スキャンした画像は全部で28枚となる。本稿で示す「画像1」～「画像28」(画像番号は小栗が添付)がそれである。

なお、今回の資料は、資料自体の保存状態が良く、文字も読みやすい字体で記されているので、そのまま掲出しても不都合はないと判断した。更に、活字に直して転記する場合に生じるミスを防ぐメリットもあるので、ここでは原資料そのものを画像で示すことにした。画像の上部に付箋が僅かに写り込んでいるが、これは、鈴木氏が足立貫一の場合を筆者に教えるために付した付箋であり、筆者に提供された時点で元々あったものである。

本誌掲載にあたり縮小表示になっているが、実際の大きさは、綴じた状態の1枚目の測定値で示すと縦26.6cm、横幅18.8cmである。

和紙に記された文字等は、文字や罫線の一部に見られるカスレ具合⁽⁹⁾から見て、印刷によるものと考えられるが、その文字の線は細く精細で、最初に見た時には、鉄筆でガリ切りをして謄写版で印刷したものであるかのように思えた。しかし、ガリ版印刷が登場するのは明治後半であり、この時代には存在しない。そのため木版による印刷と考えられる。

以下、この資料に記された情報の内容について、現時点の筆者にできる範囲で、考察を加えていきたい。

3、資料の考証と内容分析

(3-1) 資料作成の時期と「人員」

まず、今回の資料に関して、作成された時期の推定を行いたい。資料の中には時期について記された文字は何もない。そこで資料から読み取れる情報を手掛かりとして推測するしかないが、推測材料として幾つか気付くことがある。

第1に、原則として、村を幾つか集めて(大きな所では1つの村のみの場合も多い)、1つの小学区の単位を形成している点である。小学校を設置するために小学区を設定するという発想は、文部省が「学制」を公布した明治5年8月3日の時からである。そのため、今回の資料も学制より後に作られたことは確実である。

第2に着目したいのは、村の名称である。筆者が詳しい久津部地域を例にあげると、「画像15」の中に見られる第2中学区内の第119番小学区は、北原川村、不入斗村、久津部村の3村が対象区域になっている。これらの村名は江戸時代のままである。この久津部村と、近隣の北原川村、不入斗村、それに菅ヶ谷村を加えた4村が合

併して国本村になったのは明治8年である⁽¹⁰⁾。

従って、この資料が作られたのは、合併前になるから、どんなに新しい時期に下っても明治8年より後になることはない。

第3は、中学区の名称が第1から第3に区分されている点である。文部省は明治5年8月の学制発布の際に、日本全国を8つの大学区に分け、また1つの大学区を幾つかの中学区に分け、さらに1つの中学区を多くの小学区に区分した。浜松県は愛知県を中心とする第2大学区の中に位置づけられ、更に浜松県全体が第1から第3の中学区に分けられた。

今回の資料は、浜松を中心とする第1中学区から始まり、次に見付(現・磐田市)を中心とする第2中学区、最後に掛川を中心とする第3中学区の順に記載されている。この区分は正に学制発布時の中学区の番号である。

表1 既知の学区取締の一覧

	『静岡県史 資料編16』所収の資料より	今回の資料での記載の有無
1	三宅 均	×
2	杉浦彦惣	○
3	岡田良一郎	×
4	矢高濤一	×
5	小野田松一郎	○
6	戸田八郎五郎	○
7	権田和七郎	○
8	山岡景連	○
9	気賀半十郎	○
10	鈴木 巖	×
11	平野又十郎	○
12	市川吉平	×
13	山崎千三郎	△【or×】 (徳三郎)
14	竹本太郎	×
15	岡田清直	○
16	青山 徹	○
17	金原明善	○
18	中村六郎	△(録郎)
19	森下新平	×
20	小野江善八	○
21	飯田 健	×
22	平野六郎	○
23	松本文治	×
24	足立三郎平	×
25	山崎久景	×
26	鈴木陸平	○
27	古沢五平	×
28	竹山謙三	×
29	医王寺 淳岳	×
30	鈴木九郎次	○
31	足立貫一	○
32	杉浦修竹	○
33	足立義八【儀八が正しい】	×
34	古田専三	×
35	遠山春平	○
36	足立栄造	×
37	菅田健雄	×
38	八木美樹	○
39	前島嶼八	△(嶼一)
40	横田 保	○

*文字が異なる場合は△としたが、No.13の山崎は別人(×)の可能性もある。
○=19
△=3【2】
×=18【19】

表2 今回の資料に示された学区取締と担当小学区の一覧

No.	氏名	中学区	小学区
1	堀口勘蔵	第1中学区	1番
2	気賀半十郎	第1中学区	2番
3	杉浦彦惣	第1中学区	3番
4	三好長五	第1中学区	4番
5	小野江善八	第1中学区	5番、18番、24番、32番、40番
6	権田和七郎	第1中学区	6番、49番、56番、62番、69番
7	中村録郎	第1中学区	17番
8	竹山梅七郎	第1中学区	23番
9	金原明善	第1中学区	31番
10	曾布川善五郎	第1中学区	39番
11	大石孫平	第1中学区	48番
12	山内六郎次	第1中学区	55番
13	小野田松一郎	第1中学区	61番
14	宮崎陳平	第1中学区	68番
15	小菅正義	第1中学区	77番
16	高須平六郎	第1中学区	78番、87番、93番、101番、109番
17	山本叙鋒	第1中学区	86番
18	中根正敬	第1中学区	92番
19	山本音蔵	第1中学区	100番
20	中村伊十郎	第1中学区	108番
21	野沢又平	第1中学区	118番
22	気賀 林	第1中学区	119番、124番、131番、140番
23	戸倉触?喬	第1中学区	123番
24	古橋庄九郎	第1中学区	130番
25	新村八郎	第1中学区	139番
26	馬淵金吾	第1中学区	147番
27	横田 保	第1中学区	148番、157番、163番、198番、205番
28	稲垣伝八郎	第1中学区	156番
29	間宮鉄次郎	第1中学区	162番
30	坂本善久郎	第1中学区	167番
31	平野六郎	第1中学区	168番、174番、179番、185番、190番
32	山岡弘祖	第1中学区	173番
33	大石喜三郎	第1中学区	178番
34	伊藤多平次	第1中学区	184番
35	平野又十郎	第1中学区	189番
36	近藤正敏	第1中学区	197番
37	山本重三郎	第1中学区	204番
38	山岡景連	第2中学区	1番
39	熊谷三郎馬	第2中学区	2番
40	青山 徹	第2中学区	3番
41	柴田三奏	第2中学区	4番
42	古沢五平	第2中学区	5番、10番、15番、22番、31番
43	前嶋嶮一	第2中学区	6番、41番、50番、56番、53番、73番
44	横井伝平	第2中学区	9番
45	竹内藤蔵	第2中学区	14番
46	小栗義一郎	第2中学区	21番
47	河合九郎三郎	第2中学区	30番
48	松井文質	第2中学区	40番
49	鈴木貴当	第2中学区	49番

No.	氏名	中学区	小学区
50	林 文吉	第2中学区	55番
51	堀内五郎	第2中学区	62番
52	大竹清一郎	第2中学区	72番
53	松井吉平	第2中学区	80番
54	足立貫一	第2中学区	81番、89番、94番、102番、107番、113番
55	伊藤太郎八	第2中学区	88番
56	高橋甚作	第2中学区	93番
57	戸塚三郎平	第2中学区	101番
58	一木喜惣次	第2中学区	106番
59	中野六郎	第2中学区	112番
60	足立孫六	第2中学区	120番
61	村松藤十郎	第2中学区	121番、130番、138番、195番、203番
62	西尾雄一郎	第2中学区	129番
63	鈴木彦平	第2中学区	137番
64	金井利太郎	第2中学区	145番
65	遠山春平	第2中学区	146番、153番、179番、189番
66	田代喜平次	第2中学区	152番
67	鈴木虎三郎	第2中学区	158番
68	青山善一郎	第2中学区	159番、165番、171番
69	松野平九郎	第2中学区	164番
70	御室佐太郎	第2中学区	170番
71	奥山瀬作	第2中学区	178番
72	和田重作	第2中学区	188番
73	花島宗一郎	第2中学区	194番
74	松井善平	第2中学区	202番
75	岡田清直	第3中学区	1番
76	本間賢蔵	第3中学区	2番
77	筒井重千	第3中学区	3番
78	戸田八郎五郎	第3中学区	4番
79	鈴木陸平	第3中学区	5番、13番、20番、27番
80	山崎徳三郎	第3中学区	6番、35番、43番、52番
81	川村八郎次	第3中学区	7番
82	小沢儀六	第3中学区	12番
83	松浦五平治	第3中学区	19番
84	石田平八郎	第3中学区	26番
85	鈴木九郎次	第3中学区	34番
86	木佐森領一郎	第3中学区	42番
87	堀内多門司	第3中学区	51番
88	楠 正彦	第3中学区	60番
89	杉浦脩竹(修竹)	第3中学区	61番、72番、80番、87番
90	八木三樹	第3中学区	71番
91	鷲山頼三郎	第3中学区	79番
92	笹瀬太郎一	第3中学区	86番
93	鳥羽矯一郎	第3中学区	93番
94	丸尾文六	第3中学区	94番、102番、107番、111番、122番
95	三橋四郎治	第3中学区	101番
96	水野彦次郎	第3中学区	106番
97	福島 隆	第3中学区	121番
98	矢部与作	第3中学区	128番

(表2の続き)

No.	氏名	中学区	小学区
99	碓井幹一郎	第3中学区	129番、137番、147番、 155番、165番、173番
100	木下半兵衛	第3中学区	136番
101	内藤正徳	第3中学区	146番
102	大戸八郎次	第3中学区	154番
103	河村弥右衛門	第3中学区	164番
104	岡村清助	第3中学区	171番
105	大塚義一郎	第3中学区	179番
106	塚田弥一郎	第3中学区	180番、186番、194番、 200番
107	杉本政脩	第3中学区	185番
108	山田儀一	第3中学区	193番
109	中村藤五郎	第3中学区	199番

以上

ところが、明治6年4月10日に学区の改訂がなされ、浜松県の場合、中学区の番号のみが変更された。浜松県では、旧来の第1中学区が第11中学区に、第2中学区が第12中学区に、第3中学区が第13中学区に変わった⁽¹¹⁾。

従って、中学区の番号が第1から第3までとなっていることから、今回の資料は中学区の番号が変更される明治6年4月よりも前のものであると分かる。

時期について検討できることは、ここまでである。以上から、作成された時期は、明治5年8月から翌年4月までの間であると、ある程度は絞り込むことができた。

次に、資料中に記されている「人員」の枠内に記されている数値についてであるが、これは当該地域の人口が記されていると考えられる。

ここでも、筆者が詳しい第2中学区第119番小学区に設置された久津部学校(用行義塾の後身)を例にして述べると、明治8年時点の就学数は男138人、女49人で計187人であり、明治13年時点でも就学適年齢児童数は353人(男180、女173)で、そのうち就学できている子供は171人(男133、女28)であった⁽¹²⁾。これに対して、今回の資料では、該当地域の3村(北原川村、不入斗村、久津部村)について「八百〇三人」と記されている。子供の数より遥かに大きな人数であるから、この数字は地域全体の人口を表していると考え以外にない。

(3-2) 学区取締の人数について

次に検討したいことは、学区取締として記載されている人々についてである。

前述の通り、『静岡県史 資料編 16』に収録されている資料から、明治6年2月時点で浜松県から40人が学区取締に任命されていたことが分かっている。その中に足立貫一や足立儀八(共に用行義塾の発起人)、さらには岡田清直(用行義塾の教師)の名があることは筆者も承知している。ところが今回の資料では、記載されている学区取締の人数が40人を遥かに上回っている。この違いは一体何を意味し、また、どうすればこの違いを説明できるのであろうか。ここでは、この点について検討してみたい。

明治6年2月、浜松県令林厚徳により、「別紙名前之面々え」学区取締を申し付けることが布達された。『静岡県史 資料編 16』に収録の当該資料【以下「資料A」と呼ぶ】では、布達文書の後に「(別紙)」の内容が記されており、そこには表1に記す通り40人の名が列記されている。

これに対して、今回の資料【以下「資料B」と呼ぶ】では、表2に示すように合計109人の学区取締が記されている。しかも、このうち資料Aにも名前がある人の数は、表1に○印を付けた19人と、名前の一字が異なるが同一人物の可能性のある△印の3人をあわせた22人が最大値となる。換言すれば、資料Aに記載のある40人の中で、半分程の人は資料Bにその名がないことになる。

資料Aと資料Bに記載されている人名に、このような大きな差異があるのは、なぜであろうか

この点に関して、筆者が考えた推論の過程を示すと以下のようになる。

①はじめに、資料Aに名前があるものの資料Bには名前がない人物のうち、足立儀八に注目してみると、筆者の過去の研究から、彼は間違いなく学区取締として仕事をしていたことを示す証拠文書が存在する⁽¹³⁾。従って、資料Bに記載されている人だけが正しい学区取締であるというような仮説は、設定したくとも設定することはできない。つまり、足立儀八の名がある資料A自体の内容は間違っていない、と筆者は考えている。

②すると、資料Bには、本来入るべきはずの足立儀八のような人物の名が記載されていないのはなぜか、という疑問が生じる。

③この疑問の答えとして、現在、筆者が仮説として考えていることは次の通りである。

まず、多数の学区取締の名が記された資料Bの方が、資料Aよりも前に作られた、と仮定し、その後、足立儀八など資料Bに記載のない人を追加して、正しい学区取締が正式に任命された、と仮定する。そうすれば、資料Bに名前が無い人が、資料Aに登場することの説明はつく。

④但し、この場合に問題となるのは、資料Aで40人しか名前がないことである。資料Bの109人に、資料Aで初出の20人程が追加されていなければ、上の仮説と辻褃が合わない。

⑤そこで筆者は、資料Aのうち別表に問題があったと想定することにした。資料Aでは、何人を学区取締に任命したかは、布達の文書内では何も述べられておらず⁽¹⁴⁾、別紙として実際に記された40人は、本当にその人数で正しいという保証はどこにもない。もしかすると、県史編纂時に入手できた原資料にあった別紙は、本来あるべき別紙全体の一部でしかなく、他が欠落していて、そのため40人しか紹介されなかったのではないかと想定してみた。もし、この想定が正しいとすると、資料Aと資料

Bの差異を説明することができる。

⑥しかし、それとは異なる別の想定も可能ではないか、と指摘する向きがあるかもしれない。それは、資料Aの40人のうち、半数ほどが後に学区取締を解かれ、新に100名弱の学区取締が大量に追加され、それが資料Bとして記された、という想定である。つまり、資料Aよりも、資料Bの方が新しい資料であり、古い資料Aも新しい資料Bも共に正しいとする立場である。

しかし、この想定だと、足立儀八が学区取締として実際に仕事をしてきたことを示す文書が明治10～11年のものであるという事実⁽¹⁵⁾と矛盾を来すことになる。前述の通り、既に資料Bは、どんなに時期を下っても、明治6年4月より前に作られたことは確実である。資料Aから、足立儀八は明治6年2月に学区取締に任命されていることも分かっている。その彼は、明治11年の時点でも、まだ学区取締だったのである。

つまり、資料Bにその名がない足立儀八は、資料Bが作られた時期として最も遅い明治6年4月の時期も、そして、それから以降の時期も、学区取締であり続けたのであって、その間に学区取締から外された、という事実は確認できていない。これらのことから、資料Aで記された半分ほどの学区取締が任を解かれたために、資料Bではその名がない、という想定は成り立たないことになる。

以上の推論の結果、筆者は、資料Aの40人は実態より少ない人数しか紹介されておらず、実際には資料Bに記載がある人々も学区取締に任命されていたはずであると考えている。現実には、総勢百数十名になる程の学区取締がいなければ、浜松県内にあった621の小学区⁽¹⁶⁾に対して新しく学校を設置し、児童を入学させる作業を行うのは難しかったであろうと思われる。それどころか、本来は全小学区に1校の学校が理想とされていたのだから、学区取締も1学区に1人が理想的であったはずである。そのため、百数十名でも十分とは言えなかったのではないかと想像される。事実、今回の資料でも、学区取締の記載がない空白の小学区(=その村には学校が作れないことを意味する)は、記載があるものよりも遥かに多いのが現実であった⁽¹⁷⁾。その後、それらの空白の学区のうち、幾つかについては、足立儀八などの学区取締が追加されたことで埋まることになるが、それでも空白のままの学区は、やはり多い。

以上のことから、もし、資料Aの40名が学区取締であったことが正しく、また任命時期も正しいとするならば、資料Bは、それよりも前、明治6年1月頃までに作られたことになるはずである。そうすると、学区取締は一度に全員が決定したというよりは、適任者が決まり次第、空白に追記されるような方式で決まっていたと考えるのが妥当であろう。すると、資料Bは、そのような段階のどこかにおける学区取締の一覧であった可能性が高い。

ここまでの推論全体をまとめて言えることは、当時の浜松県において学区取締として正式に任命された人数は、今回の資料Bで示された109人と、その109人の中に名前がない資料Bの中の最大19人(表1の中の「×」印。「×」の可能性のある山崎も含めた数)を合わせた128人が最大値ではないか、ということである。これは、次の資料から分かる学校の数と比較してみても現実的な数であると思う。

当時の浜松県の場合、1学区1学校の理想は無理であるとして、初めから現実的な対応がとられていた。すなわち、明治6年6月10日付の「浜松県小学区画章程」第1条では「一学区ハ定ムルト雖モ各区一校ノ設ハ一概ニ行届間敷候ニ付差向左ノ地所エ学校設立可致事」、「但掲載之村名ニ限ルニアラズ区内中央便宜之場所ニテ不苦候事」と述べられており、第1中学区から第3中学区まで合計82の村名が列記されていた⁽¹⁸⁾。

ここから、当面は浜松県全体で82の小学校が設置できればよいと考えられていたことが分かる。浜松県の小学区は全部で621区であったことは前述したが、その全てに1つつ学校を作らなくてもよいと初めから想定していたのが浜松県であった。国の命令である学制の理想は理解するとしても、現実とは別であるとして対応するリアリズムが機能していて面白いと思う。

すると、目標の82の小学校に対して、用意された学区取締が120名程度であったというのは、現実的な数ではなかったかと思う。

以上が、現状での学区取締の人数に関する筆者の考え方である。無論、限られた資料から考えた仮説であり、想像の域を出ないレベルである。今後、より確定的な証拠が発掘され、学区取締の任命の経緯や、また、後述の岡田の所で指摘する学区割りにおける士族の特別扱いの理由についても、十分な資料的裏付けを持った上で事実が解明されることを期待してやまない。

(3-3) 学区取締としての足立貫一

足立貫一が学区取締に任命されたことは、前掲『静岡県史 資料編16』所収の資料Aから、筆者も承知していた。しかし、袋井東小学校に残る古い文書を調べている時に、久津部学校の世話をする学区取締として、足立儀八の名を目にすることはあっても、学区取締としての足立貫一の名を見ることは皆無であり、なぜ貫一が登場しないのか不思議に思っていた。

同じ久津部の人間でありながら、複数の人間が学区取締として任命されること自体が不思議である上に、資料的にも久津部地域では貫一が学区取締として働いていたことを示す証拠がないので、本当に足立貫一が学区取締であったのか疑問に思うことさえあった。

しかしながら、今回の資料から、足立貫一が担当した地域が久津部とは異なる別の地域であったことを筆者は

初めて知った。もっとも、足立貫一の担当学区は、既に前掲『磐田郡史 上巻』掲載の情報でも分かることなので、同書の情報を見落としていた筆者が無知であっただけのことである。

足立貫一が担当した小学区は、第2中学区の81番、89番、94番、102番、107番、113番の6つであった。6つの小学区を担当していた、というのは足立貫一以外には前嶋嶼一、碓井幹一郎があっただけであるから（本稿の「表2」参照）、当時の浜松県の学区取締の中では、担当範囲の多さにおいてトップレベルであったことになる。

その地域を地図上で示すと、図1のようになる。江戸期から明治初めの頃の村名と村境が分かる貴重なこの地図は、『掛川市史 中巻』⁽¹⁹⁾の付図として添付されたもので、そこから一部を抽出した。

久津部地域で仕事をしていないのであるから、袋井東小学校（久津部学校）に残る文書の中からは、学区取締

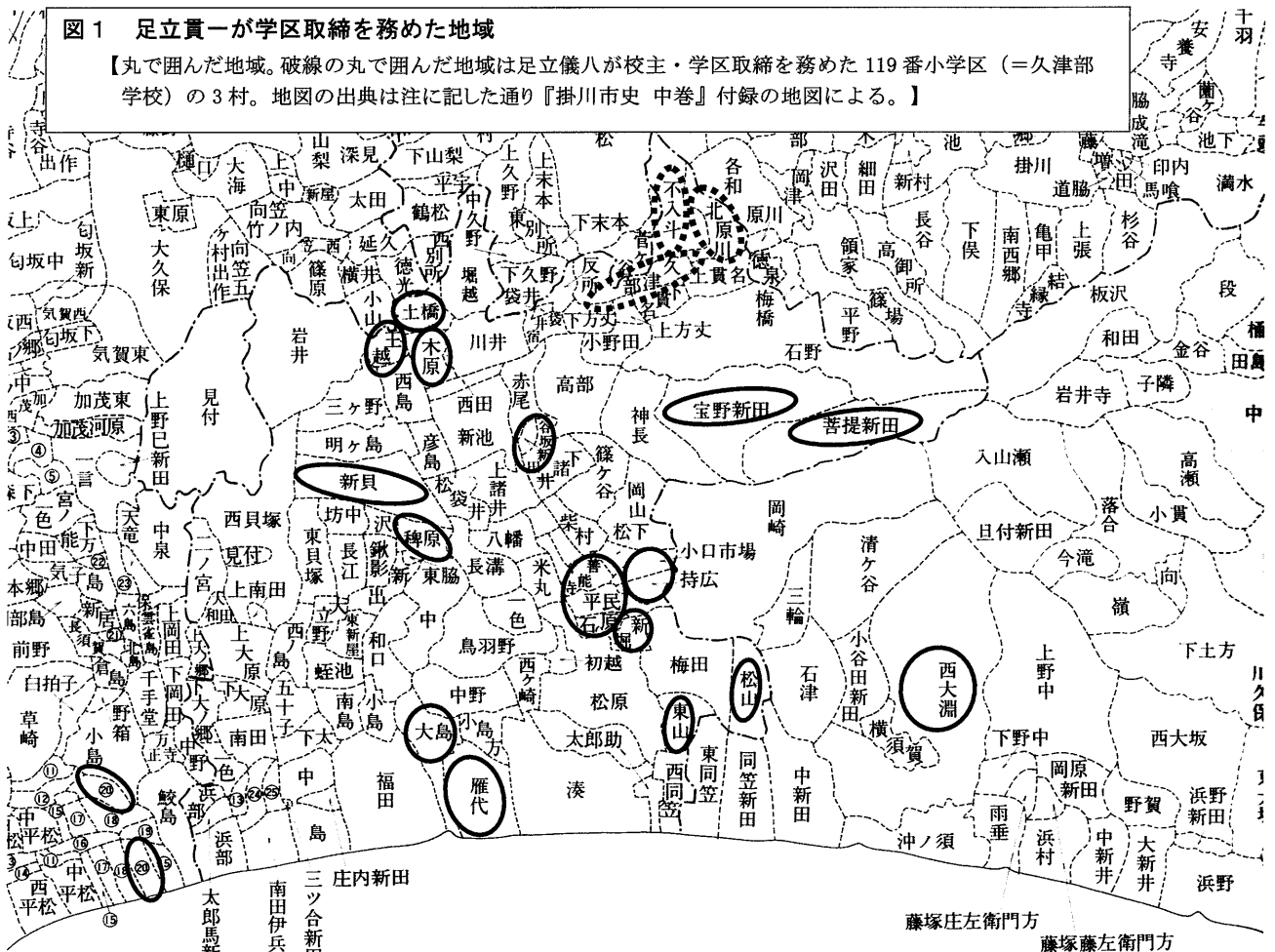
としての足立貫一の名が出てこないのは、むしろ当然である。しかしながら、なぜ足立貫一は出身地の久津部とは異なる地域で、しかもこのように広範囲に亘る地域で、学区取締の役を負うことになったのだろうか、また、どのようにして広範な地域を対象に学区取締の仕事を遂行していたのであろうか。それらについては全て謎のままである。

（3-4）「掛川住貫属」と岡田清直のこと

岡田清直が学区取締であったことは、前出の資料Aから既に承知していた。しかし、そこでは分からないこと、すなわち、彼の担当地区が第3中学区の「一番」小学区であることが、今回の資料で初めて判明した。第1番小学区であるから掛川の中心のはずである。しかも、本来は対象となる村や地域を示す欄に「掛川住貫属」とだけ記されている。他のところは、例えば同じ掛川地域でも

図1 足立貫一が学区取締を務めた地域

【丸で囲んだ地域。破線の丸で囲んだ地域は足立儀八が校主・学区取締を務めた119番小学区（=久津部学校）の3村。地図の出典は注に記した通り『掛川市史 中巻』付録の地図による。】



- | | | | | | | |
|--------|---------|----------|------------|---------|--------|--------|
| ① 上新屋 | ⑥ 仁兵衛新田 | ① 西平松 | ⑭ 清庵濱 請負新田 | ② 真光寺 | ⑮ 小池 | ⑰ 西大塚 |
| ② 小立野 | ⑦ 上本郷 | ③ 海老島 | ⑮ 小中瀬 | ③ 笹原島 | ⑯ 庄屋 | ⑱ 三郎五郎 |
| ③ 森岡 | ⑧ 宮本 | ④ 清庵新田 | ⑯ 大中瀬 | ④ 海老塚 | ⑲ 安富 | ⑲ 領家 |
| ④ 弥藤太島 | ⑨ 藤木 | ⑤ 又兵衛請新田 | ⑰ 浜新田 | ⑤ 宇兵衛新田 | ⑳ 新井 | ⑳ 東金折 |
| ⑤ 上万能 | ⑩ 岡村 | ⑥ 東平松 | ㉑ 稗原 | ⑥ 塩新田 | ㉑ 北長十郎 | ㉑ 三川島 |
| | | | | | | ㉒ 東村 |

表3 士族・貫属の呼称が含まれる学区

便次No.	
1	第1中学区第77番小学区…新居士族屋敷
2	第1中学区第78番小学区…新居泉町 同士族屋敷
3	第2中学区第70番小学区…岡村 平松前士族
4	第3中学区第1番小学区…掛川住貫属
5	第3中学区第2番小学区…掛川住貫属
6	第3中学区第60～65番、67番小学区… 横須賀町 同住貫属
7	第3中学区第66番小学区…横須賀住貫属
8	第3中学区第70番小学区… 大新井村 中新井村 浜村 横須賀住貫属
9	第3中学区第127番小学区…相良住貫属
10	第3中学区第146～147番小学区…川崎町貫属

以上

町名が記されているのに、ここではそれが無い。更に左隣に記されている第2番小学区も「掛川住貫属」とだけ記されており、ここも町名はない。ちなみに、その学区取締は本間賢蔵である。

ここでまず、「掛川住貫属」が何を意味するかを考えねばならない。はじめに「貫属」の文字であるが、これは士族が身分を置く所を示す意味で用いられるもので、必ずしも現住所とは関係がない。例えば、浜松県貫属といえば浜松県に身分を置く士族を意味し、現住所が浜松県以外であっても、貫属は浜松県のままとなる。なお、貫属の前には府県の名が冠されるのが普通である。

従って、今回の資料にある「掛川住貫属」とは掛川に住む「貫属」を指すことになる。但し、通常、貫属の文字の前に置かれることがない「住」の文字があることから、掛川を貫属とする者という意味にはならない。そもそも掛川は浜松県の一部であるから、貫属がその地にあるなら浜松県貫属となるはずである。つまり、ここでの「掛川住貫属」とは、掛川に住む士族であれば、どこの貫属であっても全てを対象とするということになる。当時、掛川が属する地域は、静岡藩から浜松県に変わった直後であり、静岡藩時代からの士族がそのまま多数残ったと思われる。その際、それらの士族の貫属は1つに固定されていた訳ではなかったであろう。それ故、どの貫属であるかにかかわらず、掛川に住む限り、全てを対象にしたと考えられる。

次に考えたことは、当時の資料では、士族の名前の上や右肩に、この種の貫属を附記する形式がよく見られるが、この表でも氏名の上に当たる枠に「掛川住貫属」と置き、その下に氏名が置かれているので、そこに記された人間が掛川に住む貫属であるという意味で、そのように書かれたと解釈することも可能である。その意味では、岡田清直は士族であったから、間違いなく掛川に住む貫属である。但し岡田は「浜松県貫属」の士族⁽²⁰⁾であったから、正しくは、掛川に住む浜松県貫属士族になる。そこから類推すると、「掛川住貫属」とだけ書かれていて、「掛川住浜松県貫属」と書かれていないのは、この貫属は肩書きを意味する訳ではないことの証左になろう。こ

こからも、「掛川住貫属」の文字は、掛川に住む士族を意味するとだけ解釈するのが正しいと思われる。

加えて、今回の資料で、岡田の左隣に記された本間賢蔵は士族ではなく平民である。本間は当時、第3大区の副区長を務めていたが、そのことを示す「浜松県官員録」では、本間の上に「士」の文字はない⁽²¹⁾。同じ官員録で、本間の右隣には、第3大区の区長でもあった岡田清直の名があるが、岡田の上には「士」と付されている⁽²²⁾。「士」があるか否かで、士族か否かが分かるので間違えようがない。今回の資料では、士族ではない本間の上の枠にも「掛川住貫属」と記されているから、この点でも、この貫属の文字は、下の人名の肩書きを示すものではないと断定できる⁽²³⁾。

すると、他の同じ枠が村の名前や町名であるように、「掛川住貫属」の文字も、教えるべき子供たちの範囲を示すと考えるのが妥当である。つまり、掛川に住む士族の子弟を扱う学区が、この場合の第1、第2小学区ということになる。士族の子弟を対象とした学区は、掛川の2つ以外にも、今回の資料の中で幾つも挙げることができる。それらを全て列記すると表3のようになる。

これらは、いずれも維新後に徳川幕臣が遠州へ移住したことによって、徳川方の士族が多く入った地域である。特に、掛川、相良、横須賀、新居には勤番組（在住士族を管理する単位組織）が置かれ、旧徳川幕臣＝静岡藩士族がまとまって居住した地域である。また、No.10の川崎町⁽²⁴⁾は牧之原台地の東側、勝間田川の河口左岸の平地にあった村であるが、牧之原台地一帯には茶園開墾のため静岡藩の士族が入植していたので、その辺りに士族が居ても不思議はない。但し、川崎は、港で栄えた古くからの村で、士族が新しく開いた所ではない。入植士族が、そこに後から入って、そのまま多くが住むようになったのであろうか。詳細を知らない筆者は不思議に思っていたが、『静岡県榛原町史 下巻』を見た時、相良勤番組に属する静岡藩士のうち数十人程が川崎に入っていたことを知った⁽²⁵⁾。開墾の為の入植士族ではなく、勤番組の一部がここに定住していたことになる。No.3の平松は、現在の磐田市に含まれる竜洋海岸沿いに位置する地域であるが、ここは開墾のため静岡藩士が入植した所である⁽²⁶⁾。

従って、士族が多く住んでいた地域では、学制による小学校の新設にあたり、士族の子弟を主に対象とした学区が特別に設定されていたことになる。

そこで次に、旧徳川士族が多く居住していた地域に、士族だけをまとめたような特別な学区を設定したのはなぜか、という疑問が当然生れる。それを考える上で具体的な証拠となる材料は何もないが、想像されることとしては、①士族の子弟だけを集めた小学校を設置しようとしたか、②士族専用の学校を作ることはいらないが、学校へ入学させる手続き等においては士族だけをまとめて扱うことにしたか、のいずれかであろう。

このうち①については、表3のNo.2、3、8に見られるように、士族・貫属以外に町名が併記されており、そこでは士族以外の百姓町人の子弟も同じ学区内に含まれることになるから、士族専用の学校を置くことが想定されていたとは考えられない。実際に、管見の限りでは、学制下の小学校設置過程を記述するいかなる文献においても、士族専用の小学校を作る動きは見られない。すると、考えられるのは②であるが、それが意味することは、士族は士族だけでまとめて処理した方が都合のよい何らかの理由があったことになる。

残念ながら、その理由を示す明確な証拠は見つけれないが、背景として考えられる事柄としては、最大のものは、その地域に士族が多く住んでいた事実そのものである。さらに、その他の背景として、以下の2点を指摘しておきたい。

第1に、それらの地域では、勤番組が置かれた所を中心に、既に先行して士族の子弟教育が実施されていた点である。新制学校への移行に当たっても、士族の子弟をまとめて扱える何らかのまとまりがあった所では、それを利用する方が事務手続き上の処理が容易であったのではないかと想像される。

例えば、掛川である。ここでは、掛川城御殿内に静岡藩による士族の子弟教育機関がいち早く設置されていた。維新後、徳川家に対しては駿河・遠江および奥州の一部が領地として与えられ、静岡藩（最初の名は駿河府中藩）が立てられた。旧徳川幕臣はみな静岡藩に所属し、殆どがそこへ移住することになったが、新領地において静岡藩は静岡学問所と沼津兵学校を置き、教育施設の立ち上げを優先的に行っていた。その1つとして、掛川にも、掛川城内御殿の中に学校が開設された。『掛川市史』をはじめ多くの既存文献では、それは沼津兵学校掛川支寮のことであり、掛川移住の静岡藩士約1500余戸の子弟百人を教育するための学校であったとされている⁽²⁷⁾。しかし最近になって、それは勤番組ごとに置かれた士族の子弟教育のための学校のことであり、沼津兵学校掛川支寮は存在しない、とする新説が出されている⁽²⁸⁾。いずれにせよ掛川では、静岡藩の時代から士族の子弟教育が早い時期から展開されていたことは間違いない。しかも、掛川城内においてである。このことは、掛川に住む士族に対して、藩から特別な配慮がなされたことを意味するから、彼らのプライド意識をより高めていたはずである。

ところで、掛川にあった士族の子弟用の学校が沼津兵学校掛川支寮であるか否かは別としても、その専用学校はすぐに存在意義を失っていく。なぜなら、明治3年7月に静岡藩が、士族に限らず一般の子供たちをも対象とした「静岡藩小学校」を設置する方針を打ち出し、掛川にも、その小学校が設置されることになったからである。実際に、掛川の静岡藩小学校は明治3年9月1日から授業を開始していたようである⁽²⁹⁾。ところが更に翌年に

は廃藩置県が行われ、今度は静岡藩自体が消滅することになる。静岡藩小学校も教育の実績を十分に上げる暇もなく姿を消すことになる⁽³⁰⁾。その後、明治5年の学制発布により、全国一律に義務教育としての小学校が設置されることになり、今回紹介するような学区割りが用意された訳である。

ここまでの流れの中で筆者が注目したいことは、駿遠に移封後の徳川家・静岡藩は、いわば藩校ともいべき士族専門の学校を置き、士族の子弟を教育することに早くから意を向けていた点である。その上、更に士族以外に範囲を広げて、大々的な初等教育に乗り出すことになり、掛川にも藩立小学校が置かれた。このような掛川は、藩の主導で教育に力を入れた先進的な地域の1つであったことになる。そのような土地柄から生じる意識と、静岡藩時代の士族の子弟の専用学校があった事実が、掛川住貫属を特別扱いにすることにも繋がっていたのではないかと考える。

背景の第2として、遠州地域のもう一つの特殊性を指摘しておきたい。それは、戊辰戦争の中で薩長連合軍が江戸に進軍する際、これに加勢したいと考える者が現れ、浜松、見付（磐田）を中心に遠州地域の一部の人々が結集して「遠州報国隊」という民兵組織が作られたことである。彼らは実際に、討幕軍が浜名湖、天竜川を渡る際の警護を行ったほか、一部は江戸まで同行し、江戸城内外の警備等の任務に従事した。このように、実際に討幕軍の一部となって幕府側と戦ったのが遠州報国隊である。

ところが、維新後、遠州地域にあった全ての旧藩は房総半島等へ移封となり、徳川家臣団が遠州を領地の一部として入ることになった。遠州報国隊に参加した者から見ると、戦って屈服させた仇敵がやって来て、それに支配されることになった訳である。そのため、「徳川に弓を引いて、今また徳川に支配せられんと」することは「忍び得べき」か、と嘆く者もあったが、当然であろう。そのことが原因で、実際に殺傷事件、襲撃事件も起きていた⁽³¹⁾。

このような特殊な感情的対立が維新後の遠州地域では一部に見られた。廃藩置県後、この地域に残る士族は、すべて旧徳川家臣団であったから、彼らは彼らだけで特別枠に入れておいた方が、地元民との不要な軋轢を避ける意味でも、無難であると考えられたのかもしれない。

以上の2つの背景は、無論、想像の域を出ない事柄であり、実際に、それが士族を特別扱いにした理由であったか否かは分からない。ここでも将来、確証となる材料が出てくることを期待するのみである。

なお、今回とは別の資料によるが、今回の資料と同じ時期の岡田清直に関して、新しく次のことが判明した。僅かな情報ではあるが、学区取締とも関連する重要な事柄であるので、補足情報としてここに記しておきたい。

学制により、掛川の第1小学区に置かれた小学校は「掛

川学校」である。その開校日は明治6年4月11日であった⁽³²⁾。校舎は掛川城の御殿であったから⁽³³⁾、静岡藩が設置した学校をそのまま引き継ぐ形になっている。この学校は、その後も続き、現在は掛川市立第一小学校になっている。そして、この掛川学校の初期に、岡田が校長を担当していたことが、ある文献から明らかになった。すなわち、『静岡県の学校』に掲載されている掛川市立第一小学校の紹介頁中に、歴代校長の一覧が示されているが、それによると、明治7年に就任した第2代校長が岡田清直と記されていた⁽³⁴⁾。今の所、同校の関係者による記録で、岡田が同校の校長であったことが記された公刊資料は、これが唯一である。それ故、注目しない訳にはいかない。

但し、この記録には信憑性に欠ける点があり⁽³⁵⁾、岡田が校長であったことを鵜呑みにするのは危険かもしれない。しかしながら、久津部学校における足立儀八がそうであったように、岡田も学区取締であると同時に、その地の学校の校長であった可能性はあるかもしれない。ここでも、別の検証材料が出てくることを期待したい。

(3-5) 足立栄造のこと

ところで、上掲『静岡県の学校』中の掛川市立第一小学校の資料から、掛川学校時代の明治6年就任の初代校長が足立栄造であることも判明する。この足立は沼津兵学校掛川支寮（または静岡藩時代の掛川の学校⁽³⁶⁾）の教授であった人である⁽³⁷⁾。従って掛川の第一番小学区の学校は、場所だけではなく人的な意味でも静岡藩時代の学校と連続性があつたことになる。

足立はまた、明治6年2月に浜松県から学区取締が任命された際、その1人でもあつた⁽³⁸⁾。しかし、今回の資料では彼の名はない（表2参照）。

その後の足立は、現在の袋井市の一部に当たる宇刈村に初めて学校が出来た時（久能学校宇刈分校、または同分校から独立して作られた宇刈村学校のどちらか）、同村で最初の教師を務め⁽³⁹⁾、更にその後、可睡斎に設置された遠陽学校の校長にもなっている⁽⁴⁰⁾。

なお、足立栄造と久津部足立家との関係を示す材料は何も無いので、同時代の人物ではあるが、久津部足立家とは縁がないものとして理解しておきたい。

この足立栄造についてはよく分からないのが実情である。『宇刈村誌』では「徳川の近藩のもので横須賀城に配置された人」と書かれているが⁽⁴¹⁾、この記述は間違っている可能性が大である。「徳川の近藩」という書き方が、そもそも曖昧すぎる。明治初めに徳川が治めた藩としては静岡藩があるのみである。静岡藩に近い藩という言い方は、地理的に近い別の藩か、精神的に近い別の藩を意味するかのどちらかであるが、いずれであるのかが不明である。何がどのように近いかが本当に分かっているのなら、曖昧な表現を使わずに直接的な表現で述べればよ

いのだが、それをしていないのは、本当は実態が分かっていることを隠しているだけではなからうか。

加えて、「横須賀城に配置された」という表現がされているが、廃藩置県になる前まで、遠州の横須賀城には静岡藩の横須賀勤番組が置かれていた。それは当該地域に住む静岡藩士を取りまとめる組織であり、しかも横須賀城には勤番組の管理役がいたのであるから、もし本当に足立が横須賀城にいたのであれば、勤番組の中でも高い位の静岡藩士であったことになる。ならば、徳川に近い藩ではなく、徳川の藩そのものに属する士族であるから、「近藩」などと記す必要はない。近藩の者では、横須賀勤番組には入れないはずであるが、なぜ彼は横須賀城に入れたのであろう。背反する2つの言葉を並べて平気で行っているのは、やはり実態が分かっているからではなからうか。

ちなみに、もし足立栄造が横須賀勤番組の管理役であったとしたら、それを列記した名簿に名前が残っているはずである。横須賀勤番組の役職者のリストは公刊資料に掲載されていて誰でも確認できるが、そこには彼の名前はない⁽⁴²⁾。百歩譲って、管理役ではなく、勤番組所属の普通の藩士であったと仮定しても、やはり彼の存在は確認できない。当時の静岡藩士であるならば、前述の通り、徳川の駿遠移封に伴い、他地域から遠州に移住してきた者ということになるが、それらの移住者関係の各種名簿を調べ上げた池沢政太郎氏がまとめた名簿には、足立の名前はどこにもない⁽⁴³⁾。また、同様の移住者を調査した、前田匡一郎『駿遠へ移住した徳川家臣団』全5冊⁽⁴⁴⁾にも足立の名はない。つまり、足立栄造は横須賀勤番組の一員でもなければ、徳川家臣団の1人でもなかったことになる。

これらのことから、足立が静岡藩の「近藩」の者、又は横須賀勤番組所属の静岡藩士そのものであるかのように記す『宇刈村誌』の記述は信用できないと筆者は考えている。

ただ、足立が沼津兵学校掛川支寮（または静岡藩時代の掛川の学校）の教授であったことは事実のようなので、そのことは無視できない。これは重い肩書きである。旧徳川幕臣の静岡藩士の子弟だけを教育するための掛川の学校で、足立は教師を任される程の人物であったから、普通の人ではない。だから、徳川幕臣であっても不思議はないと筆者も考える。ただ、その証拠はなく、移住してきた徳川幕臣のリストに彼の名はない、というのも事実である。重要な位置にいた人物でありながら、詳しいことが分からないのは非常に残念なことである。

最後に、これまでに紹介した資料がすべて正しい情報であるという前提の上で述べるのだが、掛川学校が第一番小学区の学校として設立された明治6年において、校長は足立栄造であるが、同じ頃、当該地域の学区取締は岡田清直であった。つまり、両者には何らかの接点があつ

たはずである。それ故、仮にどちらかについて詳しい情報が記された資料が見つかり、他についても情報が得られる可能性がある。未知の情報を発掘できることを念願し、今後は足立栄造（栄蔵）の名前にも注意したいと思う。

4. おわりに

今回の資料の提供者である鈴木邦彦氏は、筆者の論文に目を通して下さっており、そこにあった足立貫一の名を今回の資料の中に見つけたことから、筆者にそれを見せに来て下さった訳である。これ以外にも、参考になると思われる資料を見つけると筆者の為に大学まで届けて下さることが数度あった。氏には心から感謝を申し上げたい。

なお、今回の資料は小栗が画像をスキャンした後、直ちに鈴木氏に返却しているので、現物は今も氏の手元に保存されているはずである。

- (1) 小栗勝也「2つの用行義塾と創設者たち」(『静岡理科大学紀要』第25巻、2018年1月31日、所収) 51頁参照。
- (2) 『静岡県史 資料編16 近現代一』(編集・発行:静岡県、平成元年3月20日) 652頁。なお資料名の「学区取締に三宅均他三十九名任命(明6・2月)」は同書の編者が付したもので、元の資料には浜松県の布達「第十号」とあるだけで、名前や人数に関する文字は元資料には付していない。なお、別紙に記された人数は合計40人であるから、標題中の数値は、三宅均とそれ以外の39名(計40名)という意味で付されていることになる。
- (3) 『浜松市史 三』(編集兼発行・浜松市役所、昭和55年3月26日) 110~111頁。
- (4) <https://trc-adeac.trc.co.jp/Html/Home/2213005100/topg/01shishi.html> ここから『浜松市史 三』の「第一章から第二章」を選択し、上記の注と同じ頁をクリックすると、書籍と同じものをWEB上で見ることができる。
- (5) 注(3)(4)で示されている表には、今回の資料にはない「1小区」のような、大区小区制度の小区(学区とは別の行政区)の名を記した行を独自に挿入しており、しかも、その挿入した行のところに、本来は置いてはいけない学区取締の人名列の先頭が記されている。そのため学区取締の全員の名が1行ずつ上にズレることになり、学区と学区取締の対応が全て間違っているという重大な不備が生じている。筆者は今回の資料を見たことで、その誤りに気付いたが、他の人は、『浜松市史 三』の関係者を含め、誰も気付いていないように思われる。その不備を指摘する文献を、これまで一度も見たことがないからである。この状態を放置すると、間違った情報に気付かないまま、間違った研究がされることになるので、早急な訂正が必要だと考える。
- (6) 磐田郡教育会編『磐田郡誌 上巻』(昭和46年3月24日、名著出版。大正11年刊行本の復刻版) 300頁以下。
- (7) 注(5)と同じ。
- (8) 例えば、静岡県立教育研修所編『静岡県教育史 通史篇上巻』(1972年11月、静岡県教育史刊行会)、『同 通史篇下巻』(1973年3月。以下、異なる情報部分のみを記す)、『同 資料篇上巻』(1973年10月)、『同 資料編下巻』(上巻と同じ)にも、また、静岡県史刊行会編『明治初期静岡県史料』(静岡県立中央図書館蔵文庫)の「第一巻」(1967年3月)から「第五巻」(1971年3月)までの全5冊にも、更に、掛川市史編纂委員会編『掛川市史 上巻』(1997年8月、掛川市)、『同 中巻』(1984年12月。以下、異なる情報部分のみを記す)、『同 下巻』(1992年3月)、『同 資料編近現代』(1995年3月)にも、本稿で紹介する資料は、全体どころか部分的にも紹介されていない。
- (9) 例えば、画像3の左上の「五十八番」の文字や、その右横と下の野線のカスレ、また、画像4の真ん中辺りの「七十番」の文字や、その右横と下の野線のカスレ等が、それに該当する。このようなカスレは、手書きでは絶対に生じないので、刷り物であることは確実である。
- (10) 拙稿「袋井東小学校の年表掲載情報に関する考察」(『静岡理科大学紀要』第24巻、2017年1月31日、所収) 57頁。
- (11) 前掲『浜松市史 三』109頁掲載の地図と、地図に併記された説明書き、及び同書本文112頁を参照。
- (12) 以上の児童数は全て、小栗勝也「用行義塾の場所と建物」(『静岡理科大学紀要』第24巻、2017年1月31日、所収) 22頁の「表3」を参照のこと。
- (13) 拙稿「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾(その3)」(『静岡理科大学紀要』第25巻、2018年1月31日、所収)の「(4-2-1)足立儀八について」を参照のこと。
- (14) 注(2)を参照のこと。
- (15) 注(13)と同じ。
- (16) 本稿で紹介する資料自体から、浜松県の第1中学区は全部で小学区が201番まで、第2中学区は210番まで、第3中学区は210番まで、で計621あったことが分かる。
- (17) 但し、前掲『静岡県史 資料編16』所収の別の資料「学区取締受持学区割改正に付達(明7・3・24)」(654頁)では、浜松県の3つの中学区のうち、第11番中学区(元の第1番中学区)の1~60番小学区を小野江善八が、1~16番及び61~117番までを権田和七郎が、というように1人が多数の担当学区を受け持つことで、1つの中学区内を4人の学区取締で担当するように改正されている。他の2つの中学区も同じで、4人の担当とされている。1年前に任命した学区取締は百数十名あったのに、僅か1年後には全県を12人で担当させるというのは、非効率的で非現実的のように見える。もしかすると、この学区取締は、広域をカバーする補助的な役割として追加された新しい役割であって、旧来からの学区取締はそのまま温存されたのではないかと、筆者は想像している。その例証として、本文でも述べている通り、足立儀八が明治11年でも学区取締として久津部地域で働いていたことを示す文書を挙げるができる。足立儀八は、明治7年3月布達に記された12人の中には入っていない人物である。もし、学区取締が1中学区で4人に縮小され、その後もそのままであったとしたら、それよりも後の時期に足立が学区取締として存在しているはずはない。逆に、存在しているという事実から、上記の筆者の想像の方が的を射ていることを証明するようになる。事ほど然様に、当時の学区や学区取締の実態については、分からないことばかりである。
- (18) 「浜松県小学区画章程」(静岡県立教育研修所編『静岡県教育史 資料篇上巻』《昭和48年10月1日、静岡県教育史刊行会、所収》、44頁以下)を参照のこと。
- (19) 掛川市史編纂委員会編『掛川市史 中巻』(昭和59年12月18日、掛川市)の「付図」の中の「遠江・駿河の掛川藩領周辺村図」。久津部村の村境を知りたいと思いつけていた筆者が、それが分かる当該地図の存在を知ったのは、2018年1月30日、掛川城御殿の壁に掲げられていた色付きの地図を見た時である。なぜ、このようなものが掲示できるのか知りたかったが、係員の女性では分からなかった。その後、これと同じ地図(但し無色)が『掛川市史 中巻』に付図として収録されていることを知った。しかしな

から、地図にも『市史』にも、この地図を、いつ、誰が、どのような材料を基にして作成したのかについては一切の記載がなく、詳細は不明のままである。今のところ、中部遠州地域の江戸時代の村境まで分かる地図は、筆者が知る限りでは、これが唯一で、貴重な資料である。

(20) 『浜松市史 史料編六』(浜松市役所編集・発行、昭和 38 年 12 月 5 日) 343 頁。

(21) 前掲『静岡県史 資料編 16』330 頁。

(22) 同上。

(23) もし、今回の資料中の「貫属」が下の人名の肩書きを意味するのならば、第 2 中学区の 1 番小学区(見付)の学区取締であった山岡景連も士族であるから(前掲『浜松市史 史料編六』343 頁)、彼についても例えば「見付住貫属」のように記されるべきである。しかし、そのような表記はなく、当該の枠内には見付地域の町内名が記されているだけである。また、本稿の表 3 から明らかのように、No.8 の第 3 中学区 70 番小学区においては村の名前と共に「横須賀住貫属」の文字が記されている。今回の資料において「貫属」が人の肩書きを示すものであるならば、村名との併記は不可能である。以上のことも論拠として補足しておきたい。

(24) 川崎町は、川崎町村(榛原町史編纂委員会『静岡県榛原町史 中巻』昭和 63 年 3 月 11 日、614 頁以下参照)、また、川崎村、永代村、永代川崎村とも言う。浅海のため大型の船は入れないものの、回船問屋の蔵が立ち並ぶ港町として古くから知られていた(以上、『角川日本地名大辞典 22 静岡県』昭和 57 年 10 月 8 日初版、平成 3 年 9 月 1 日再版、角川書店、338 頁)。現在の静波海岸を臨む地域に当たる。本稿の図 1 には入っていないが、前掲『掛川市史 中巻』所収の付図の全体を見ると、「川崎」も確認できる。同地域は、その後の町村合併で静波町、更に榛原町の一部になった後、現在は牧之原市の一部となっている。今日では川崎小学校などに地名の名残が残る程度である。

(25) 榛原町史編纂委員会編『静岡県榛原町史 下巻』(平成 3 年 3 月 15 日、榛原町) 33 頁。

(26) 「平松」については、小杉達「幕臣の入植 一袖浦地区の場合」(磐南文化協会『磐南文化』第 37 号、平成 23 年 3 月 1 日、所収)が参考になる。旧・袖浦村の地域(後の竜洋町の南部、現・磐田市。遠州灘沿いの海岸地域を含む一帯で、西平松村、中平松村、東平松、更に北側に岡村があった)のうち「御林」、「寄洲」と呼ばれた辺りが、徳川幕臣が入植し開墾を行った地域であるという(47 頁)。従って、「平松前士族」というのは、これら平松地区に居た元の士族という意味になろう。

なお、同論文では、「平松前士族」というカテゴリーが設定されていたことをもって、「当該地域の士族たちが「一つの村(集落)」として認められていた、ただし「士族村」という名称はなく西平松村の扱いで、「村としての組織を持つようになった」(49～50 頁)」、と記す点は疑問である。本稿で指摘するように、他の地域も含め、貫属・士族がグループとして学区の設定に用いられていたことは事実であるが、なぜそれが「村」を意味することになるのであろう。また「西平松村の枝村の扱い」であったと簡単に述べているが、そのように判断できる根拠は何も示されていない。同論文にあるように、西平松村の役人に士族の代表が加わっていたのが事実であるとしても、それだけでは士族の独立的な村組織(枝村)があったという証拠にはならないはずである。別に証拠があるのだろうか。

(27) 掛川市史編纂委員会編『掛川市史 下巻』(平成 4 年 3 月 30 日、掛川市) 278 頁。

(28) 関七郎「掛川教授所の疑問」(掛川地方史研究会『地方史研究』第 3 号、平成 24 年 2 月 27 日、所収。掛川市立中央図書館所蔵)が、それを主張し、旧来の解釈を強く批判している。明治 2 年に駿府学問所(静岡学問所)の配下の小学校が 16 箇所

設けられ、掛川にもそれがあった、と同論文は言うのだが(86 頁)、その根拠としては、明治 2 年 12 月 4 日付で掛川郡役所が出した文書に、掛川勤番組調所に「文学教授所」を 12 月 8 日から開設することが記されていることを挙げるのみである。

しかしながら、そのことを以て、学問所の「分校」(86 頁)のような学校が掛川に存在したことは言えても、沼津兵学校掛川支寮が存在しなかった、と、なぜ言えるのであろうか。多くの文献が記している支寮が存在していないと言うのであれば、重大な問題提起であるから、そのこと自体を丁寧に証明しなければならないはずである。ところが、筆者が見る限りでは、存在しなかったことの証拠は、関氏は何も提示していない。想像による決め付けで論理が展開されてはいないだろうか。

上記の「文学教授所」は沼津兵学校掛川支寮とは名称が異なるから違うものだと言いたいかもしれないが、異なる名称が 2 つあったとして、だからといって、片方は存在しなかったと、なぜ言えるのであろう。筆者が疑問に感じる最大の理由はそこにある。このような場合、異なる 2 つのものが同時に存在したとも考えられるし、同じ 1 つのものを違う言い方で呼んだだけかもしれないという想像も可能である。事実、当時、沼津兵学校の本体それ自体が、「兵学校」の名が明治政府を刺激するかもしれないとして、藩当局の中では単に「沼津学校」と呼んでいたという記録がある(影山昇「明治初年の静岡藩の学校教育～静岡学問所と沼津兵学校及び同附属小学校を中心として～」『放送教育開発センター研究紀要』第 11 号、1994 年、所収)103 頁)。すると、掛川支寮についても、沼津兵学校とは関係のない名称を用いた可能性もあろう。そのような可能性を考慮することなく、支寮の存在を否定するのは、いかがなものかと考える。

しかし、関氏の指摘が完全に間違っているとは、今の筆者には断言できない。他に十分な裏付けが示され(それがあれば)、論理的にも成立する説明がなされるならば、旧来説を根底から覆すものであるから、氏の指摘は注目し値する。ただ、現状の論考は、日本語としても問題がある上に、立論に於いて上記のような問題があるなど不備が目立つ。また、沼津兵学校掛川支寮は存在しないという前提の上で、支寮の延長線上に後身の学校を置こうとする『掛川女子尋常高等小学校沿革誌』の“誤った”記述は、その記録が書かれた時期が日清戦争日露戦争の「軍事が優先され【る】時代」(75 頁。「る」の文字は小栗が補足)であるから、沼津兵学校と結びつけることで自身の学校に「箔を付けよう」と(92 頁)したからである、と推断する点は、想像による決め付けであるから、筆者は全く不同意である。明治＝軍国主義＝暗黒の時代、というステレオタイプの歴史観に陥っているように思える。もし関氏が言うように、その記述が虚偽であるならば、虚偽であることは当時においても露呈するはずであるから、箔を付けるどころか逆効果を生まだけではないのか。関氏が言うように、全くの誤伝と断定できる程の虚偽であるならば尚更である。従って、そのような記述がなされた時点においても、その記述に異義を唱える人があってもおかしくはない。それなのになぜ、関氏が指摘するまで、これまで誰も何も言わなかったのであろうか。

以上のような点を考え合わせると、筆者は関氏の当該論文に賛同する気にはなれない。しかし、それでも、既存の常識を覆す新しい視点が提示されているので、無視するのは惜しいと考える。また、沼津兵学校掛川支寮があったと記す文献も、所与の事実として触れる程度のもので多く、明確な文献の証拠を示しながら支寮の存在を論じるものは見たことがない。もっとも筆者は、この問題の関連資料を十分に渉猟している訳ではないので、筆者が目にしていないだけで、既に先行研究においては決着が付いている問題なのかもしれない。そうであるならともかく、もし、そうでないのであれば、関氏の論文が多くの人の目に触れ、その内容の是非が丁寧に検証される日が来ることを期待したい。但し、筆者自身は、この

問題にはこれ以上深入りする気はない。

- (29) 前掲『掛川市史 下巻』279頁。
- (30) 但し、静岡藩小学校の教育方式は廃藩置県後および学制施行後も、他府県に伝播し、影響を及ぼしていたことを、前掲・影山の論文、及び、樋口雄彦「学生期諸県に及んだ静岡藩小学校の影響」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第167集、2012年1月、所収)が紹介している。
- (31) ここまでの遠州報国隊に関する記述は、名倉慎一郎「遠州報国隊と日本の近代」(磐南文化協会『磐南文化』第42号、平成28年3月1日、所収)を参照した。引用した嘆きの言葉を記したのは、遠州報国隊の大久保春野である(同、24頁)。
- (32) 前掲『掛川市史 下巻』284頁。
- (33) 「掛中掛西高百年史」編集部編『掛中掛西高百年史』(平成12年8月1日、掛川西高百年周年記念事業実行委員会)7頁。
- (34) 静岡県出版文化会編『静岡県の学校』(昭和62年11月25日、静岡教育出版社)553頁。
- (35) この一覧では、第2代校長の岡田の次には第3代蛭川親善が置かれているが、その就任時期は明治16年となっており、岡田の就任から9年も間がある。この表では、その間、岡田が校長であり続けたことになるが、1人で9年間も校長をした事例は、この表中の他の校長になく、通常は、あり得ない程の長期間である。しかも前田匡一郎『駿遠へ移住した徳川家臣団 第三編』(1997年、私家版)によれば、岡田清直は明治11年に死去している。それが正しければ、16年まで校長でいられるはずはない。どう考えても、間に存在したはずの校長名が抜け落ちていると思われる。

前掲『静岡県の学校』は、そのような点で厳格性を欠く記録集になっている。同様の例は袋井東小学校でも見られる。同書中の袋井東小学校の頁(636頁)では、初代校長は明治11年就任の清水清太となっているが、清水は、久津部学校が出来たあと、途中から教員に採用された者である。その後、確かに校長になってはいるが(以上、前掲拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」45~46頁を参照のこと)、それよりも前、明治6年から久津部学校は存在しているから、清水よりも前にも校長はいたはずである。ちなみに、文部省に届けられた久津部学校の校主は足立儀八が一番古い記録である(同上「2つの用行義塾と創設者たち」50頁の表2を参照のこと)。それなのに、清水が校長となった明治11年以降しか、校長一覧が記されていない。明らかに不自然である。

以上のことから、『静岡県の学校』に記されている古い時代の記録は、不正確のままに記載されている場合があるので、扱う際には注意が必要である。そのようなになっているのは、当該校自身が、古い時期について正確な記録を持たず、歴史的な事実を掌握できていないことによるものと想像され、止むを得ない面はある。例えば、上の清水清太の場合、彼が初代とされているのは袋井東小学校に残る沿革誌の記録(小栗勝也「用行義塾に関する未公開資料『沿革誌』について(その1)」《『静岡理工科大学紀要』第24巻、2017年1月31日》29頁、34頁)、及びそれを用いた『袋井東小学校のあゆみ』(昭和62年3月31日、袋井東地区文教施設後援会、89頁の「歴代校長」を参照)の記録が基になっているが、同校の沿革誌自体に、古い頃の記録がなく「不明」と書かれていることがしばしば見受けられるのである(例えば、小栗勝也「用行義塾に関する未公開資料『沿革誌』について(その2)」《前掲『静岡理工科大学紀要』第24巻、所収》42頁の情報No.2-3、43頁の情報No.4-1等を参照)。つまり、清水よりも前にも、校長はいたはずだが、古い時代の記録がないために分からない、ということになろう。

しかし、それならそれで、分からない時期があることを記した上で、また、何々の記録に残っている最初の校長というような補足を付けて、便宜的に最初の校長に位置付けることにしたと断り書きを記せばよいと思うのだが、それもせず、初代校長と決め付けてし

まっている。初代の設定を間違っていたら、その後の歴代校長も全部、代の数が間違っていることになるので、慎重に扱うべき事柄だと筆者は思うのだが、どうやら、この種の記録では、そのような歴史的な厳密さは求められていないように見える。それでは本物の歴史にはならないので、非常に残念に思う。

- ここで掛川第一小学校に話を戻すが、文部省年報(明治7年)の資料では、同校の前身・掛川学校の「主者」は岡田ではなく、別人の北村秀房になっている(文部省『日本帝国文部省年報、第2(明治7年)』《明治9年。この刊行時期については前掲拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」の注(39)を参照のこと》)中の「文部省第二年報統計表」15頁)。この記録を見ると、岡田が本当に、明治7年に校長であったのか疑問に感じてしまう。但し、文部省への届け出がいつであったかが不明なので、年報記載の記録が明治7年の情報であったとしても、岡田が校長を退任し、北村が就いたあとに届けられた明治7年の記録であるならば、岡田が明治7年の途中まで校長であった可能性は残る。ちなみに『静岡県の学校』掲載の掛川第一小学校の歴代校長一覧には北村の名はない。文部省に届けが出されている北村の名がないという点からも、この一覧表は正確さを欠いていることが分かる。
- (36) 注(28)を参照。沼津兵学校掛川支寮ではない学校があったと仮定しても、その正式名称は不明なので、ここでは静岡藩時代に静岡藩が掛川に作った学校という形で記すことにした。
- (37) 前掲『掛川市史 下巻』278頁。但し、ここでは「栄蔵」。
- (38) 前掲『静岡県史 資料編16』652頁。
- (39) 後掲の注(41)を参照のこと。
- (40) 前掲『掛川市史 下巻』278頁。
- (41) 以上の宇刈村と足立に関する情報は、すべて寺田琴次編『宇刈村誌』(昭和29年12月20日、宇刈村発行。袋井市立袋井図書館蔵)186~189頁による。同書では、「宇刈村の最初の教師であった足立栄造氏」と記されているが(189頁)、足立が教師を務めた同村最初の学校とは、久能学校宇刈分校のことか、その分校が久能学校から独立し、新設学舎でスタートした宇刈村学校のことか、同書では明確には記されていない。時期的に早いということであれば久能学校宇刈分校が先であるから、それが足立の務めた学校ということになるが、宇刈村独自の学校として最初という意味なら、宇刈村学校がそれに相応しいはずである。そのため、この文献からは、どちらであるかを特定できない。
- (42) 「静岡藩職員録(明3・3月末)」(前掲『静岡県史 資料編16』、所収、105頁以下)の126頁に横須賀勤番組の役職者名がある。
- (43) 『駿遠地区移住者名簿(一) ア〜ケ』。同書は静岡県立中央図書館に所蔵されている。2018年7月現在、同図書館はまだ通常の利用ができない状態にあるが、静岡理工科大学附属図書館を通して資料を取り寄せてもらうことで筆者は実物を見ることができた。この資料は、池沢政太郎氏が手書きでまとめた資料をコピーし、ハードカバー製本したもので、通常の刊行物ではない。そのため書誌情報も現物には一切記載がない。同図書館に登録されている情報を記すと、著者は大括弧付きで「[池沢政太郎]」、出版年は1979年となっている。五十音別にまとめられていて、(一)~(三)まで全3冊で構成されている。そのうち「足立」姓は上記の資料中にあるが、そこには足立栄造も足立栄蔵もない。
- (44) 前田匡一郎氏による『駿遠へ移住した徳川家臣団』は、第1冊目にあたる書の初版には巻号表記も、発行年月日もない形で発行されており、また、印刷所の表記はあっても、著者・発行者が共に前田氏なので、私家版で出版されたことが分かる。発行時期に関しては、同書の冒頭「発刊にあたって」の文章の最後に本人の署名と「平成3年4月27日」の日付が記されている(3頁)ので、平成3年の発行と推測できる。以上は、筆者の個人が所有する同書から分かる情報である。但し同書は増版され、第2版(掛川

市立中央図書館蔵)が出版されており、そこでは奥付に発行年月日が記され、「初版 平成3年7月25日」「第2版 平成3年10月5日」とある。ここから、冒頭文書の署名日より3ヶ月後に発行されたことが確認できる。続く2冊目からは「第二編」と記されるようになり、それは平成5年2月20日に発行された。以下、第三編(平成9年10月31日)、第四編(平成12年9月1日)と続くが、ここまでは印刷所の記載はあっても出版元にあたる社名は無いことから、すべて私家版としての発行ということになる。それでも最初の本から第四編まで本体カバーの裏に定価、価格が記されているので、販売はされていたようである。第五編(平成19年5月30日、羽衣出版)で初めて出版社が明記され、この第五編のみは現在でも出版社から購入が可能である。浜松市立中央図書館、掛川市立中央図書館では全編が所蔵されている。